

会議録（１）

会 議 の 名 称	第 3 3 回飯能市地域公共交通対策協議会
開 催 日 時	令和 7 年 6 月 2 3 日（月） 開会 午前 1 0 時 0 0 分 閉会 午前 1 1 時 0 0 分
開 催 場 所	富士見地区行政センター 1 階 集会室
会 長 氏 名	飯能市長 新井 重治
出 席 委 員	吉田 樹、松本 章宏、山岸 実、霜村 益久、美濃浦 優孝 岩澤 貴顕、荒井 利夫、天野 佳洋、小林 和子、梶川 宏昌 平沼 庸生、浅見 浩士、高木 純子、原島 聡志、浅見 国昭 平沼 弘、島根 淳、清野 良仁、五十川 美也子 (関根 康洋 代理 宮迫 智昭)、(佐藤 正一 代理 杉本 淳)
欠 席 委 員	関根 肇、松原 緑、倉科 大地、木崎 晃典、中里 忠夫、大野 康 双木 和宏、金子 智彦、吉田 昌弘
オブザーバー	国土交通省関東運輸局交通企画課 企画第一係長 坂本 裕介 (随 行 関東運輸局交通企画課 調査員 今井 輝彰)
説 明 者 の 職 氏 名	飯能市市民生活部参事兼交通政策課長 嶋田 一幸 飯能市市民生活部交通政策課主査 清水 優 飯能市市民生活部交通政策課主任 細渕 剛 飯能市市民生活部交通政策課主任 徳光 風花
傍 聴 者 の 数	0 人
会 議 次 第	別紙のとおり
配 布 資 料	別紙のとおり
事 務 局 職 員 職 氏 名	飯能市市民生活部長 細田 幸二 飯能市市民生活部参事兼交通政策課長 嶋田 一幸 飯能市市民生活部交通政策課主査 清水 優 飯能市市民生活部交通政策課主任 細渕 剛 飯能市市民生活部交通政策課主任 徳光 風花

会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項	
1	開 会
2	あいさつ
3	議 事
	（１）令和６年度事業報告及び令和７年度事業計画について 【資料１】に基づき事務局より説明を行い、承認を得た。
	（２）国庫補助制度に係る計画認定申請について 【資料２】に基づき事務局より説明を行い、承認を得た。
	（３）その他
4	その他
5	閉 会

会議録（３）

発言者	発言内容
市民生活部長	（開会）
会長	（あいさつ）
市民生活部長	（委員紹介）
市民生活部長	議事の進行につきましては、協議会開催要綱第５条により、本協議会の会長であります、新井市長にお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。
会長	それでは、議事を進めさせていただきます。まず、「（１）令和６年度事業報告及び令和７年度事業計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
交通政策課主任	（資料１に基づき説明）
会長	ただいま事務局から、計画に基づき実施された事業内容や今年度の事業計画について説明がありました。委員の皆様から各事業に関する追加のご説明やご意見、ご質問等ございますか。
委員	資料１－２基本目標１施策４について、交付金額の単位が誤りではないかと思いますので念の為確認をお願いします。（添付資料訂正済） 同じく施策４の高等学校等通学費補助金について、東北地方で同様の取組をすると、ほとんどが高校生の利用になり、大学生は大学が近い他の地域に出て行ってしまう傾向にあります。恐らく、飯能市でも同様の傾向にあると思いますが、飯能駅から都心に直結している池袋線があるため、埼玉県内及び飯能市内にも大学があることを含めても高校生の人数の割には大学生・大学院生の割合が多く、こうした支援制度があることで、飯能市から引き続き通学をし続けてもらえています。東北地方で言うと、通常１８歳で住んでいるところを出ていく人が飯能市では２２～２４歳まで残ってくれることとなりますので、いわゆる定住策においても非常にインセンティブが高いものになっており、良い取組だと思います。 資料１－１、１－１参考資料について、地域公共交通計画の評価結果

	がありますが、大体どこの市町村も年度初めの協議会で評価を行っており、地域公共交通計画に描かれた目標が現状どうなっているのかということをご省察するものです。経年比較をするためにグラフ化した資料が参考資料となっており、過年度まではこうした整理にはなっていませんでしたが、今回整理されていて非常に良かったと思います。参考資料上段の基本目標1の指標がキロ当たりどれくらいのお客さんを乗せているのかというものになり、青色がスクールバスも含めた市内全路線の集計ということになります。コロナ禍直前にメツァがオープンして数字が上がっていますが、メツァができる前のH28・H29が2.0前後であるので、ほとんどコロナ禍前の数字に戻ってきていると言えます。この1キロ当たりの輸送人員というのは平たく言うと路線バスとしての運行の健全性、持続性であり、バスを走らせているコストに対してコロナ禍前と同様に収入が得られているので、こうした意味では健全性が保たれていると言えます。他方で、赤色が名栗本線を始めとした市内の軸となる路線を特出したものになりますが、こちらはコロナ禍前の水準まで回復していません。恐らく、利用者が若干減っている構図は市内全路線を含めて同じことが起きていると思いますが、軸となる路線については減便の幅が少ないのではないかと考えます。便数が維持されているというプラスの側面がありながらも、乗っていただく機会を増やす取組をやっていかなければならない、ということをご赤いグラフから読み解くことができるかと思います。参考資料下段の基本目標3ですが、加治・精明の乗合ワゴンについては収支に係る目標を立てています。利用は増えていますが、収支率が下がっているというのはその分コストがかかっていると報告がありましたが、直近の令和7年度の2か月分については利用が増え、目標に近づいているのは良かったと思います。次の計画の改訂の時にこうした目標をどう管理していくのかは改めて皆さんと議論していかなければなりません。今回、経年比較ができる資料を整理いただいたことによって、読み解ける領域が増えたということをごコメントしておきたいと思います。
交通政策課主任	委員お質しのとおり、資料1－2基本目標1施策4の交付金額の単位が誤っているため、資料の訂正をお願いいたします。申し訳ありません。
委員	資料1－3基本目標1施策5について、交通事業者等の運転士の担い手不足解消のための取組の検討と書いてありますが、運転士の他に運転士や路線を支える工場員や事務員は含まれているのでしょうか。

交通政策課主任	現段階では運転士をメインに考えていましたが、ご意見いただいた事務員等についても取組を検討したいと思います。
委員	ありがとうございます。よろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。他にございますか。
委員	(なしの声あり)
会長	ないようですので、審議に移ります。 令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画について、資料1のとおり承認されたものとして国土交通省に報告することに、ご異議ございますか。
委員	(異議なしの声あり)
会長	ありがとうございました。それでは資料のとおり進めさせていただきます。 それでは次に、「(2) 国庫補助制度に係る計画認定申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
交通政策課主査	(資料2に基づき説明)
会長	それでは、説明のありました件につきまして、まずは吉田委員からご発言いただきたいと存じます。吉田先生、お願いいたします。
委員	国のバス運行費補助制度は2つに分かれており、1つは後者が該当している地域間幹線系統と呼ばれるものであり、もう1つが前半で説明のあった地域内フィーダー系統というものになります。まず地域間幹線系統について、これは複数の市町村にまたがらなければいけないというものになっていますが、平成の大合併前が基準であり、この路線は旧名栗村にまたがっているため対象となっています。この路線については飯能市の公共交通計画の中でも重要な路線であり、ここに国の運行費補助が充てられるというものになります。資料2-3の13ページの2の中に計画平均乗車密度と計画輸送量というものがあり、計画輸送量が15から150の範囲内にあることが国の補助ルールの要件になる為、満たし

	ていると言えます。計画平均乗車密度というのは、例えば飯能駅から名栗車庫や名郷までの始発から終点まで乗っていた人が居て初めて1のカウントになりますが、これを全部の便で均すと6.3という数字が出てきています。これが5を下回ると国の補助が満額いただけないということになるため、6.3であれば国の補助が有効に活用できる状態と言えます。また、運賃改定の影響が若干あると考えますが、その1つ下の段にキロ当たり経常収益ということで前々年度、前年度の基準期間が記載されており、年々収益は上がっていると読み取れるため、悪い状態の路線ではないと理解しています。1点事務局に補足をお願いしたいのですが、一番下の段にウの負担者と書いてあり、国の補助金を差し引いた金額が8千万円ほどありますが、これを誰が負担するのかということで、通常他県であれば都道府県が負担する割合が一定数あります。つまり、国の補助金と同じ額を都道府県が負担してくれるというものです。これが昔は、県が補助しないと国も補助しないとなっていました。数年前には県に関わらず国が補助をすることになったので、南関東1都3県に限り補助をしないというケースがあります。この路線は埼玉県に関わる予定が無い路線なのか、別途関わる予定なのかを事務局より説明いただきたいと思います。 2つ目が前段のフィーダー補助で、これは今説明した幹線に接続する乗合ワゴンやコミュニティバス、デマンドタクシーなどが補助対象になります。資料2-1の26ページにフィーダー補助に該当する系統の一覧があり、その中で丸が付いているものがあります。飯能市は以前この協議会で皆さんに審議いただいたとおりサービス継続計画の認定を受けられているため、通常であれば市町村ごとに補助上限金額が決まっていますが、その上限金額が撤廃されているため、満額に当たる赤字額の2分の1が国から補助されています。また、丸の付いていない加治・精明のおでかけむーま号についても上限が撤廃されるため、非常に有利な条件で補助が受けられているということです。私たちもしっかりバスを使う、あるいは使われるための施策を打って、国の補助を有効に活用していく視点が求められると思っています。
交通政策課主査	資料2-3の13ページ下段に関わる埼玉県の補助の有無について、幹線補助の計画の審議に関する事務が昨年度より埼玉県から移管されたため、事務局としても把握できていない部分があります。埼玉県から何か補足をお願いできますでしょうか。
委員	埼玉県としては国際興業バス湯の沢線に補助金を交付しています。こ

	の補助が国の幹線補助に係るかはこの場では分かりません。
委員	埼玉県に質問します。幹線補助の路線は、いくつかの系統が混ざっているものになるため分かりにくいかと思います。埼玉県のルールとして、国の幹線系統に該当したものに対する協調補助は継続されているという理解でよろしいでしょうか。埼玉県としては独自ルールで補助金交付を行っていると思いますが、幹線系統に関して国と同額を補助することは一般的に他県では行われており、埼玉県も対応している認識でよろしいでしょうか。
委員	埼玉県としても協調補助の制度は残っています。全ての路線に対して交付しているかについては直接担当業務を行っておらずお答えできないため、改めて回答したいと思います。
委員	名栗では名郷より奥の湯の沢間の路線に対する補助が手厚いと過去に行政より説明がありましたので、湯の沢方面の補助の方が手厚いのではないかと思います。
交通政策課主査	湯の沢方面に関しては、国の補助以外にも市で補助金の交付を行っています。
委員	幹線補助に該当していることに異論はありません。都道府県の負担が出てくると思いますが、現段階では負担者の部分が空欄のためお調べいただきたいと思います。 湯の沢線については、県で補助金を交付していたとしても、国際興業バスの方で負担が残ってしまうため、その部分を飯能市が補っていると思いますので、幹線と分けて考える必要があるのではないかと思います。
交通政策課主査	事務局の方でしっかり整理をしていきたいと思っています。
会長	ありがとうございました。他にございますか。
委員	(なしの声あり)
会長	ないようですので、これより審議に移ります。 審議は地域内フィーダー系統に係る計画認定申請分と分けて行いま

	す。まずは、地域内フィーダー系統に係る計画認定申請から審議いたします。 飯能市乗合ワゴンの運行に対して国庫補助を受けるに当たり作成した令和８年度計画については、資料２－１のとおりとし、本協議会で承認されたものとして、国土交通省に認定申請することについて、ご異議ございますか。
委員	(異議なしの声あり)
会長	ありがとうございます。それでは資料のとおり進めさせていただきます。 続きまして、地域間幹線系統に係る計画認定申請の審議に移ります。 路線バス幹線の運行に対して国庫補助を受けるにあたり作成した令和８年度計画については、資料２－３のとおりとし、本協議会で承認されたものとして、国土交通省に認定申請することについて、ご異議ございますか。
委員	(異議なしの声あり)
会長	ありがとうございます。それでは資料のとおり進めさせていただきます。 次に、議事の「(３) その他」に進みたいと思います。 事務局からは特に協議事項はないとのことですが、委員の皆さまから何かございますでしょうか。
委員	最大の課題である乗務員不足への対応につきましては、待遇の向上等を含みまして全力で取り組んで参りますのでご理解よろしくお願ひいたします。また、先ほど委員より発言のありました事務員等についてですが、乗務員不足が全面に出ているためフォーカスされにくい問題であります。先ほど利用促進の取組の中でのイベント開催時の臨時バスの話もございましたが、当然運転士の確保が最大の課題ではありますが、その裏でお客様対応等のスタッフの不足というものもございます。インターネット等で話題に挙がることもありますが、あまり表立って議論されることではないため、こうした採用の取組については私共が全力で携わっていることをご理解いただければと思います。
会長	ありがとうございます。委員の皆さまから他にございますでしょうか。

	か。
委員	(なしの声あり)
会長	ないようでしたら、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。長時間にわたりご協力いただき、ありがとうございました。事務局に進行をお返しいたします。
市民生活部長	会長、議事の進行ありがとうございました。 続きまして、次第4その他に移ります。 その他については、事務局から2点ご連絡がございます。
市民生活部参事 兼交通政策課長	事務局より以下について連絡 ・次回協議会について ・「交通空白」解消・官民連携プラットフォームへの加入について
市民生活部長	事務局からは以上となりますが、委員の皆さまからご連絡などはございますでしょうか。
委員	(なしの声あり)
市民生活部長	それでは以上をもちまして、第33回飯能市地域公共交通対策協議会を閉会させていただきます。長時間にわたり、ご議論いただきありがとうございました。 (閉会)